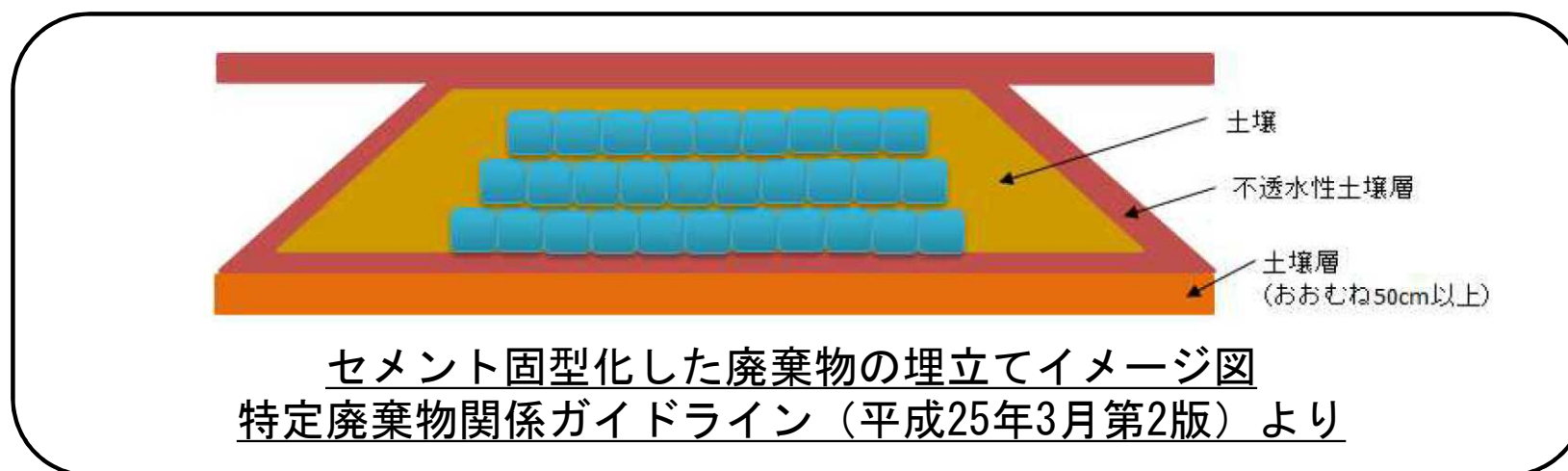


- 特措法では、放射性セシウムの溶出リスクの高い廃棄物（Cs-137溶出量150Bq/L超）の埋立を行う場合は、セメント固型化して埋立てること及び埋立方法についても廃棄物各層の底部に土壌層、側面及び上部に不透水性土壌層等を設置するなど、放射性セシウムの溶出リスクの低い廃棄物の埋立を行う場合に比べ厳しい埋立基準が適用されている。



- 埋立処分施設では、放射性セシウムの溶出リスクの高い廃棄物は、特措法の規定に準じてセメント固型化した上で、以下に示すとおり、不透水性土壌層等を設置して埋立を行っている。このため、下流側区画に埋立予定の廃棄物（Cs-137溶出量150Bq/L以下）を上流側区画に埋立てることについては安全性の面から問題はない。

**特定廃棄物埋立処分施設における埋立方法**

- 埋立廃棄物層は3m以下で埋立て
- 廃棄物底部には50cmの土壌層（ゼオライト混合土）、さらなる安全性確保のためのゼオライトシート及び不透水性土壌層と同等の機能を有するベントナイトシート（容量確保のため厚さの薄い遮水材）を設置
- 廃棄物側方の不透水性土壌層については、同等の機能を有するベントナイト砕石（側方土壌30cm）を設置